

府政経運第78号  
平成31年4月1日

各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）



プレミアム付商品券事業の実施について

標記の件について、別紙「プレミアム付商品券事業実施要領」により、実施することとしたので通知します。

なお、貴都道府県内の市町村にも、この旨周知いただきますようお願いいたします。



## プレミアム付商品券事業実施要領

### 第1 趣旨

消費税・地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、本実施要領に定めるところにより低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の発行・販売等の事業（以下「商品券事業」という。）を行うこと。

### 第2 実施主体

本商品券事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村と連携し、若しくは市町村から支援を受けて本実施要領に定めるところにより商品券事業を実施する団体（以下「市町村等」という。）であること。

ただし、第5の1（1）から（4）まで及び2の（1）並びに第6に関する事務は、市町村が実施すること。なお、当該事務を委託することは差し支えないこと。

### 第3 購入対象者の要件

商品券の購入対象者（以下「購入対象者」という。）は、次の1又は2に掲げる者であること。

#### 1 扶養外住民税非課税者

（1）購入対象者となる扶養外住民税非課税者は、次の要件に該当する者であること。

① 平成31年1月1日（以下「基準日A」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日A以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Aにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Aの翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

② 平成31年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下この②において「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を

除く。)と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)

(2) (1)の規定にかかわらず、基準日Aにおいて、次のいずれかに該当する者は、購入対象者としなないこと。

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(ただし、基準日Aに保護が停止されていた者及び平成31年1月2日から平成31年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付(以下この②において「支援給付」という。)の受給者(ただし、基準日Aに支援給付の支給が停止されていた者及び平成31年1月2日から平成31年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)
- ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。)の受給者に限り、基準日Aに援護加算の認定を停止されていた者及び平成31年1月2日から平成31年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)
- ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この④において「援護」という。)を受けている者(基準日Aに援護が停止されていた者及び平成31年1月2日から平成31年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

(3) (1)の規定にかかわらず、次の①又は②に掲げる者に該当するものは、購入対象者としなないこと。

- ① 基準日Aから第6に規定する購入引換券(以下「購入引換券」という。)の交付が決定される日(以下「交付決定日」という。)までに死亡した者
- ② 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) 基準日Aにおいて、以下の①から⑥までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日Aにおいて満18歳に満たない者(平成13年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(児童以外の基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学してい

る場合を含む。) )をいう。以下同じ。) については、(1)の①の要件の適用に当たっては、当該児童等を以下の①から⑥までの措置等を実施している施設等の所在する市町村の住民とみなし(当該児童等が当該市町村の住民でない場合に限る。)、(1)の②の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保護者をいう。以下同じ。)の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。ただし、基準日Aにおいて、以下の③、④又は⑥に該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下この(4)において「児童等である父又は母」という。)がその子である児童(以下この(4)において「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなすこと。

- ① 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により、委託されているものに限る。)
- ② 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。)
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17

年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

④ 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

⑤ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2 か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

⑥ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 基準日 A において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(以下「DV 避難者」という。)及びその同伴者であつて、基準日 A において居住している市町村(以下「居住市町村」という。)にその住民票を移していないものについては、次に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出た場合には、(1)の①の要件の適用に当たっては、当該 DV 避難者を居住市町村の住民とみなし(当該者が当該居住市町村の住民でない場合に限る。)、(1)の②の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

① 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

② その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する

法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令）が出されていること。

- ③ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。
- ④ 基準日 A の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

(6) 基準日 A において、以下の①又は②のいずれかに該当する者については、(1) の②の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

- ① 障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- ② 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 1 項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第 2 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所等の措置が採られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

## 2 三歳未満児子育て世帯主

- (1) 購入対象者となる三歳未満児子育て世帯主は、平成 31 年 6 月 1 日（以下「基準日 B」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日 B 以前に、住民基本台帳法第 8 条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日 B において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日 B の翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日 B 住民」という。）であって、(2) に規定する対象児童の属する世帯の世帯主であること。
- (2) 対象児童は、基準日 B 住民であって、平成 28 年 4 月 2 日以降に出生した者であること。ただし、対象児童が、次の①又は②に掲げる者に該当するもの

であるときは、対象児童には該当しないものとみなすこと。

- ① 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者
  - ② 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げる者のいずれかに該当するものは、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなすこと。
- ① 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者
  - ② 交付決定日において、国外に転出している者
  - ③ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、対象児童が基準日Bにおいて、1の(4)の①から⑥までのいずれかに該当する場合、又は、基準日Bにおいて1の(4)の①から⑥までのいずれにも該当しなかった対象児童が、交付決定日において1の(4)の①から⑥までのいずれかに該当する場合には、当該対象児童を購入対象者とし、第4の2の適用に当たっては、当該対象児童を三歳未満子育て世帯主とみなすこと。ただし、基準日Bにおいて、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る三歳未満子育て世帯主としないこと。
- (5) (1)から(3)の規定にかかわらず、対象児童が1の(5)に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて居住市町村にその住民票を移しておらず、1の(5)に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を居住市町村の住民とみなす（当該DV避難者及び当該対象児童が当該市町村の住民でない場合に限る。）とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である三歳未満子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなして当該DV避難者を購入対象者とし、第4の2の適用に当たっては、当該DV避難者を三歳未満子育て世帯主と、当該DV避難者に同伴する対象児童を三歳未満子育て世帯主の世帯に属する対象児童とみなすこと。

#### 第4 商品券の販売額



- 1 扶養外住民税非課税者一人につき、総額で2万5千円分の商品券を2万円で販売すること。
- 2 三歳未満児子育て世帯主一人につき、総額で2万5千円に当該三歳未満児子育て世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じた金額分の商品券を2万円で当該対象児童の数を乗じた金額で販売すること。

## 第5 商品券の販売手続き

### 1 扶養外住民税非課税者への販売手続き

#### (1) 申請を促すための広報活動の実施

- ① 扶養外住民税非課税者に購入引換券の交付申請を促すため、市町村広報や市町村のホームページへの本商品券事業に関する情報の掲載、市町村の本庁・支所、公共施設などへの本商品券事業に関するポスターの掲示やチラシの配布など効果的な取組を検討いただきたいこと。
- ② 市町村の個人住民税担当課の協力を得て、平成31年度の個人住民税の当初賦課の時期に、納税通知書の送付対象者以外の者に対し、平成31年度分の個人住民税均等割が課税されないこととなっている旨の確認的なお知らせを行い、その際、本商品券事業に関するチラシや、購入引換券の交付申請書を同封するといった取組を行うことも検討いただきたいこと。

#### (2) 申請の受付

- ① 商品券の購入引換券の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）から購入引換券の交付申請を受け付けること。
- ② 交付申請書については、様式1を参考に検討いただきたいこと。
- ③ 交付希望者への交付申請書の配布方法や交付希望者からの交付申請書の提出方法については、交付希望者の利便性等を勘案し、適切な方法を検討いただきたいこと。
- ④ 交付申請書の受付期間については、交付希望者の利便性等を勘案し、できる限り長い期間を確保するよう検討いただきたいこと。
- ⑤ 交付申請書の提出先は、基準日Aに扶養外住民税非課税者を住民基本台帳に記録している市町村とすること。
- ⑥ ⑤にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村を申請先とすること。

申 請 者	市 町 村
ア 基準日A以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日Aにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されて	左欄に掲げる者から転出届を受けた市町

<p>おらず、かつ、基準日Aの翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（同法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。）が基準日A以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。右欄において同じ。）をした者であって、転入をした年月日（同法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。）が基準日Aの翌日以降である転入届（同項の規定による届出をいう。）をしたもの</p>	<p>村</p>
<p>イ 基準日A以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日Aにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されず、かつ、基準日Aの翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、アに掲げる者以外のもの</p>	<p>左欄に掲げる者を基準日Aの翌日以後初めて住民基本台帳に記録した市町村</p>
<p>ウ 基準日A以後において第3の1の（4）の①から⑥までのいずれかに該当する児童等</p>	<p>左欄に掲げる児童等が入所等している施設等の所在地の市町村</p>
<p>エ DV避難者及びその同伴者であって、基準日Aにおいて、申出を行う日の居住市町村にその住民票を移しておらず、第3の1の（5）に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出たもの</p>	<p>左欄に掲げる者の居住市町村</p>

### （3）提出された交付申請書の審査

- ① 提出された交付申請書に、扶養外住民税非課税者に該当することの誓約、当該誓約を確認するため税務情報等を確認することの同意の有無その他交付申請書の所定の事項が記載されているか確認すること。
- ② 税務情報等と照合した結果、扶養外住民税非課税者に該当することの誓約に疑義があると認められる場合には、購入引換券の交付決定を保留し、扶養外住民税非課税者に該当することを示す別途の資料により扶養外住民税非課税者に該当することを説明いただきたい旨を交付申請書の申請者に通知すること。当該通知の方法については、各市町村において適切な方法を検討いただきたいこと。
- ③ 当該申請者からの説明により、扶養外住民税非課税者に該当することに疑

義がないと認められるまでは、購入引換券の交付決定を行う必要はないこと。

- ④ ①の交付申請書の所定の事項が記載され、かつ、税務情報等と照合した結果、扶養外住民税非課税者に該当することの誓約に疑義がないと認められる場合には、購入引換券の交付を決定すること。

#### (4) 購入引換券の交付

- ① 購入引換券は、扶養外住民税非課税者一人につき、一枚交付すること。
- ② 購入引換券を送付するときは、基準日 Aにおいて扶養外住民税非課税者を住民基本台帳に記録している市町村（(2)の⑥の適用がある場合にあっては、(2)の⑥の表の右欄に掲げる市町村）が、扶養外住民税非課税者が申請書において示した住所又は居所に送付すること。
- ③ 購入引換券の送付方法については、各市町村において適切な方法を検討いただきたいこと。

#### (5) 商品券の販売

- ① 商品券の販売は、市町村等が定めた販売場所、販売日時において行うこと。
- ② 商品券の販売を行う場所については、商品券の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）の利便性等を勘案し、市町村等において適切に検討いただきたいこと。
- ③ 商品券の販売を行う期間や日時については、商品券の購入希望者の利便性等を勘案し、できる限り長い期間を確保する一方で、当該期間中の特定の日、曜日や時間帯を販売日時とするなど適切に検討いただきたいこと。
- ④ 商品券を販売する際には、購入引換券の提示を求め、購入引換券に記載されている購入単位（5千円分の商品券を4千円で購入）により販売し、購入単位一単位分を販売する毎に、確認印を購入引換券の所定の欄に一回押印すること。なお、一度の販売時に複数の購入単位分を販売することは差し支えないこと。
- ⑤ 確認印を五回押印した購入引換券は、販売場所において購入引換券に消印をするほか、販売場所において当該購入引換券を回収し、即時廃棄する取扱いなど市町村において定める方法により失効の手続きをとること。
- ⑥ 商品券を販売する際には、一定の本人確認を行っていただきたいが、具体的な方法については、本商品券事業に類似する市町村における従前の事業での取扱いを踏まえて、適切に検討いただきたいこと。その際には、商品券の購入者の利便性等を勘案し、できる限り簡素な方法によることが望ましいこと。
- ⑦ 商品券の販売額の確認のため、商品券の作成数、在庫数については、的確に管理すること。

## 2 三歳未満児子育て世帯主への販売手続き

### (1) 購入引換券の交付

- ① 住民基本台帳等に基づき第3の2に該当する三歳未満児子育て世帯主及び当該三歳未満児子育て世帯主の世帯に属する第3の2の(2)に規定する対象児童の数を把握し、当該三歳未満児子育て世帯主への購入引換券の交付を決定すること。
- ② 購入引換券は、三歳未満児子育て世帯主一人につき、当該三歳未満児子育て世帯主の世帯に属する対象児童の数と同じ枚数を交付すること。ただし、④の表の左欄のウに掲げる場合には、DV避難者に、同伴している対象児童の数（以下「同伴児童数」という。）と同じ枚数の購入引換券を交付し、三歳未満児子育て世帯主である当該DV避難者の配偶者に交付する購入引換券の枚数から同伴児童数と同数を減ずること。
- ③ 購入引換券を送付するときは、基準日Bにおいて三歳未満児子育て世帯主を住民基本台帳に記録している市町村が、基準日Bにおける三歳未満児子育て世帯主の住民基本台帳に記録された住所に送付することを基本とすること。
- ④ ③にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合については、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村が、同表の右欄に掲げる住所又は居所に送付すること。

<p>ア 三歳未満児子育て世帯主が、基準日B以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日Bにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Bの翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（同法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。）が基準日B以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。中欄において同じ。）をした者であって、転入をした年月日（同法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。）が基準日Bの翌日以降である転入届（同項の規定による届出をいう。右欄において同じ。）をしたものである場合</p>	<p>左欄に掲げる者から転出届を受けた市町村</p>	<p>左欄の転入届により届け出られた住所</p>
<p>イ 三歳未満児子育て世帯主が、基準日B以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消</p>	<p>左欄に掲げる者を基準日Bの翌</p>	<p>中欄の市町村の住</p>

除されていた者であって、基準日Bにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Bの翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、アに掲げる者以外のものである場合	日以後初めて住民基本台帳に記録した市町村	民基本台帳に記録された住所
ウ DV避難者が、対象児童を同伴している場合であって、基準日Bにおいて、申出を行う日の居住市町村にその住民票を移しておらず、第3の1の(5)に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を住民票所在市町村が三歳未満子育て世帯主である当該DV避難者の配偶者に購入引換券の交付決定を行うまでに、居住市町村に申し出たとき	左欄に掲げる者の居住市町村	左欄に掲げる者が申し出た居所
エ 東日本大震災により被災し、平成23年3月11日現在の住所地（以下「避難元」という。）を離れて避難している者であって現在の居住市町村（以下「避難先市町村」という。）の住民基本台帳に記録のないもの（以下「域外避難者」という。）について、当該域外避難者を住民基本台帳に記録している市町村が居所を把握している場合	左欄の域外避難者を住民基本台帳に記録している市町村	左欄の域外避難者の居所

⑤ ③及び④にかかわらず、第3の2の(4)に定めるところにより対象児童が購入対象者である場合は、当該対象児童が入所している施設等の所在地の市町村が、当該施設等の所在地の住所に、当該対象児童一人につき一枚の購入引換券を送付すること。

(2) 商品券の販売

1の(5)の例によること。

第6 購入引換券の取扱い

1 購入引換券の作成に当たっての留意事項

(1) 購入引換券の様式は、様式2のとおりとすること。

(2) 購入引換券の作成に当たっては、偽造や複写の防止のために必要な措置について検討いただきたいこと。

## 2 購入引換券への確認印の修正方法

購入引換券に誤って確認印を押印した場合には、以下のとおり訂正することとし、当該訂正された確認印は有効な確認印とみなさないものとする。

(1) 訂正を実施するに当たっては、訂正の対象となる確認印の印影に二重線を引き、当該二重線を引いた印影の近傍に訂正年月日、市町村の本商品券事業の担当課（室）の名称及び電話番号を記載すること。

(2) (1)に定めるところにより訂正を実施した場合には、(1)の本商品券事業の担当課（室）は、訂正年月日、訂正した購入引換券に記載された氏名及び住所並びに訂正した印影の数を様式3を参考に市町村において定めた様式に記録し、市町村の文書の取扱いに関する規則等に基づき保管すること。

3 2に定める方法以外の方法により訂正された確認印は、依然として有効な確認印とみなすこと。ただし、本人の同意を得たうえで、2の(2)に定める記録から、当該訂正の事実が確認できた場合はこの限りではないこと。

## 4 転居者等の購入引換券の取扱い

(1) 購入引換券の交付を受けた購入対象者が、基準日A又は基準日B以降に当該購入引換券（以下「転出元購入引換券」という。）を交付した市町村（以下「転出元市町村」という。）から転出した場合であって、転入先の市町村（以下「転入先市町村」という。）において当該購入対象者が当該転入先市町村における住所を示す書類等を提示し、転出元購入引換券と転入先市町村の発行する購入引換券（以下「転入先購入引換券」という。）との交換を申し出たときは、当該転入先市町村は、一定の本人確認を行ったうえで、転出元購入引換券を回収し、転入先購入引換券を交付するものとする。ただし、転出元購入引換券に有効な確認印がある場合には、転入先購入引換券に当該有効な確認印と同数押印し、交付すること。

(2) 東日本大震災により被災し、平成23年3月11日現在の住所地（以下「避難元」という。）を離れて避難している者であって現在の居住市町村（以下「避難先市町村」という。）の住民基本台帳に記録のないもの（以下「域外避難者」という。）が、当該域外避難者の住民票の所在する市町村から購入引換券の交付を受け、当該避難先市町村において当該域外避難者の当該避難先市町村における居所を示す書類を提示し、当該購入引換券と当該避難先市町村の発行する購入引換券との交換を申し出たときは、(1)の例によること。

(3) (1)及び(2)に基づき購入引換券の交換の申出を行った者に係る本人確認の具体的方法については、第5の1の(5)の⑥に準じて検討いただきたいこと。

## 第7 商品券の取扱い

## 1 商品券の作成に当たっての留意事項

- (1) 商品券の偽造・複写防止措置や券面の記載事項については、本商品券事業に類似する市町村における従前の事業の取扱いを踏まえ、適切な措置等を検討いただきたいこと。
- (2) 商品券一枚当たりの額面は、地域の実情のほか、本商品券事業の趣旨を踏まえ、商品券の購入者が使いやすい金額（例えば500円）を検討いただきたいこと。

## 2 商品券の使用期間

- (1) 商品券の使用期間は、平成31年10月1日から平成32年3月31日までの間で、市町村の定める期間とすること。当該期間後、商品券は無効とすること。
- (2) 使用期間を定めるに当たっては、商品券の購入者の利便性等を勘案し、できる限り長い期間を確保するよう検討いただきたいこと。

## 3 商品券の使用可能店舗

- (1) 商品券の使用可能店舗については、市町村等において、当該市町村の区域内の民間事業者を対象に幅広く公募すること。
- (2) 商品券の購入者の利便性等を勘案し、市町村の判断により、近隣の市町村の全部または一部の区域内の民間事業者について公募の対象とすることは差し支えないこと。

## 4 商品券の用途

- (1) 市町村は、商品券の使用対象外となる物品又は役務（以下「使用対象外物品等」という。）を定めることができること。
- (2) (1)の使用対象外物品等を定めるに当たっては、以下に掲げる使用対象外物品等として想定されるものを参考に検討いただきたいこと。
  - ① 明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入等
  - ② 換金性が高く、消費税・地方消費税引上げ直後の6か月以内の消費に確実につなげるといふ本事業の趣旨にそぐわない商品券、プリペイドカード等
  - ③ 過去に実施された本商品券事業に類似する市町村の事業において、不適切として対象外とされてきた性風俗特殊営業等
  - ④ 地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブルを含む。）

## 5 商品券の使用に当たっての留意事項

- (1) 商品券を提示して行われる取引においては、釣銭は支払われないものとする。
- (2) 商品券の購入者に対し、本事業の趣旨を踏まえ、商品券の第三者への転売・

譲渡や換金については、行わないでいただきたい旨を周知いただきたいこと。  
(3) 商品券の使用可能店舗に対し、商品券の第三者への転売・譲渡や換金の防止について協力を求めていること。

#### 6 商品券の換金手続き

- (1) 換金の方法は、本商品券事業に類似する市町村における従前の事業での取扱いを踏まえて適切な方法を検討いただきたいこと。
- (2) 使用可能店舗による換金の申出期間は、国及び地方公共団体における本商品券事業に係る事務処理の日程及びこれまでの各地域における本商品券事業に類似する事業の取組を踏まえ、適切な期間を検討いただきたいこと。
- (3) 換金手続きを完了した商品券については、換金した金額を的確に把握するため、保管すること。ただし、換金した金額を的確に把握する方法が別途確保されている場合にあってはこの限りでないこと。
- (4) 換金手続きを完了した商品券について、(3)の把握がなされた後は、適切に処分すること。

#### 第8 広報

次に掲げる事項について、広報を行うことを検討いただきたいこと。

- 1 扶養外住民税非課税者による購入引換券の交付申請の促進
- 2 購入引換券の交付申請の受付期間
- 3 商品券及び購入引換券の第三者への転売・譲渡や換金を行わないことについての住民・店舗への啓発
- 4 速やかかつ適切な住民登録
- 5 転居の際の郵便局への転居届の提出
- 6 転居者等の購入引換券の交換窓口
- 7 商品券の販売場所
- 8 商品券の販売期間・販売日時
- 9 商品券の使用期間
- 10 商品券の購入及び使用促進（使用期間開始時及び使用期間終了前等）
- 11 商品券の使用可能店舗
- 12 商品券の使用対象外物品等
- 13 商品券の使用可能店舗の登録の促進

#### 第9 平成31年6月2日以降に生まれた者についての対応

- 1 基準日C対象児童に係る子育て世帯主  
(1) 第3の2の規定にかかわらず、平成31年7月31日（以下「基準日C」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日C以前



に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Cの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日C住民」という。)であって、(2)に規定する基準日C対象児童の属する世帯の世帯主(以下「基準日C子育て世帯主」という。)についても購入対象者とする事

(2) 基準日C対象児童は、基準日C住民であって、平成31年6月2日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日C対象児童が、次の①又は②に掲げる者に該当するものであるときは、基準日C対象児童には該当しないものとみなすこと。

① 基準日Cから交付決定日までの間に死亡した者

② 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 第3の2の(3)から(5)まで、第4の2、第5の2及び第6の4の(1)の規定は、基準日C子育て世帯主及び基準日C対象児童について準用すること。これらの規定中「三歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日C子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日C対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えること。

## 2 基準日D対象児童に係る子育て世帯主

(1) 第3の2の規定にかかわらず、平成31年9月30日(以下「基準日D」という。)において、市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日D以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Dにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Dの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日D住民」という。)であって、(2)に規定する基準日D対象児童の属する世帯の世帯主(以下「基準日D子育て世帯主」という。)についても、購入対象者とする事

(2) 基準日D対象児童は、基準日D住民であって、平成31年8月1日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日D対象児童が、次の①又は②に掲げる者に該当するものであるときは、基準日D対象児童には該当しないものとみなすこと。

① 基準日Dから交付決定日までの間に死亡した者

② 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 第3の2の(3)から(5)まで、第4の2、第5の2及び第6の4の(1)の規定は、基準日D子育て世帯主及び基準日D対象児童について準用すること。これらの規定中「三歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日D子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日D対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えること。

## 第10 その他

- 1 市町村において本商品券事業と併せて独自の商品券の販売・交付を行う事業（以下「独自事業」という。）を実施することは差し支えないこと。ただし、購入引換券の取扱いや経費等についての本商品券事業と独自事業の区分を明確にすること。
- 2 市町村が他の市町村と連携し、広域で本商品券事業を実施することは差し支えないこと。ただし、予め市町村間の経費の分担等について、関係市町村間で定めること。
- 3 購入引換券の交付後であつて平成32年3月31日までに、市町村において、当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握した時は、把握した時期に応じて、以下のとおりとすること。
  - (1) 返還対象者が商品券を購入する前にあつては、返還対象者に購入引換券の返還を求めること。
  - (2) 返還対象者が商品券を購入した後、かつ、商品券を使用する前にあつては、返還対象者に商品券の返還を求め、商品券の返還が行われた後、返還された商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、(1)と同様の措置を講ずること。
  - (3) 返還対象者が商品券を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額のうち、国の補助対象に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券や購入引換券を所持している場合には、(2)と同様の措置を講ずること。
- 4 都道府県は、本商品券事業が円滑に進むよう、市町村への助言、指導その他必要な協力を行うこと。
- 5 その他
  - (1) 本実施要領に定めのない事項は、本商品券事業の趣旨・目的に反することなく、かつ、他の市町村における本商品券事業の執行を妨げない範囲内において、地域の実情に応じて対応することとして差し支えないこと。
  - (2) 内閣総理大臣は、本商品券事業の趣旨・目的に反することなく、かつ、他の市町村における本商品券事業の執行を妨げない範囲内において、本実施要

領の運用に関し、地域の実情に応じた特例を認めること又は定めることができること。



(表面)

# 〇〇市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書

市区町村  
受付印

平成31年1月1日時点の住民票所在市区町村
市区町村長殿

1. プレミアム付商品券の購入引換券の交付を希望する方(申請・購入対象者)は、以下に氏名等を記入して下さい。

		記入日		年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所 (購入引換券の送付先)			
	男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )			
※ 上記の記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、購入対象者1人につき額面2万5千円分のプレミアム付商品券を2万円で購入できる購入引換券の交付を申請します。			平成31年1月1日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記載不要			

2. 上記1. の申請・購入対象者の家族等(申請・購入対象者と同じの世帯に属する方)のうち購入要件を満たす方で、当該1. の申請・購入対象者と併せて申請を行うことを希望する方は、以下に氏名等を記入してください。

上記1. の申請・購入対象者(以下及び裏面において【a】といいます。)が、【a】と同じの世帯に属する購入対象者(以下及び裏面において【b】といいます。)を代表して、代理申請する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、【b】は、それぞれの記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、【a】に申請を委任するものとします。)

	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
1		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
2		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
3		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
4		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
5		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日

\* 氏名欄等が足りない場合は、裏面に記入してください。

3. 平成31年1月1日時点で、上記1. の申請・購入対象者の方が、親族等から生活の支援を受けている(扶養されている)場合は、下の欄に生活の支援を行っている方(扶養者)の氏名等を記入してください(該当がない場合は記入不要です。)

扶養者	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成31年1月1日時点の住民票所在地
		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )

上記の記名(楷書)をもって下記事項に誓約・同意します。  
 (1) 平成31年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がありません。  
 (2) 上記1. の申請・購入対象者に関するプレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等を審査するため、市区町村が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料(税務情報を含む。)の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。  
 (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(市区町村から連絡がある場合があります。)

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

4. 1. の申請・購入対象者を代理して、1.、2. について申請を行う場合は、以下に代理人等が氏名等を記入してください。(代理による申請を行わない場合には、記入不要です。)

記入日		年	月	日		
代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人性別	申請・購入対象者との関係	代理人生年月日	代理人住所	
		男・女	1. 法定代理人 2. その他	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日	電話 ( )	
上記の者を代理人と認め、 プレミアム付商品券の購入引換券の交付申請を委任します。					申請・購入対象者	

様式1(裏面)

(裏面)

2. (表面の続き)

【a】が、【b】を代表して、代理申請する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、【b】は、それぞれの記名(楷書)をもって下段の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、【a】に申請を委任するものとします。)

	(フリガナ)	性別	生年月日
	氏名		
6		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
7		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
8		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
9		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
10		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
11		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
12		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
13		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
14		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
15		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
16		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
17		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
18		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
19		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
20		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日

\* 氏名欄等が足りない場合は、別の申請様式を使用してください。

「誓約・同意事項」

- (1) 平成31年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がなく、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者に該当しないこと等、プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当します。
- (2) プレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等(2.の購入対象者に係る購入対象者要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市区町村が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(市区町村から連絡がある場合があります。)
- (4) 市区町村が交付決定をした後、申請書の不備による郵送不能等の事由により購入引換券の引渡しが完了せず、かつ、〇年〇月〇日までに、市区町村が申請・購入対象者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (5) 購入引換券の交付後、平成31年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに青色事業専従者及び白色事業専従者に該当すること等プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当しないことが判明した場合には、購入引換券、プレミアム付商品券又は使用したプレミアム付商品券のプレミアム相当額を返還します。

国補助分

## 〇〇市(町村)プレミアム付商品券購入引換券

再発行不可  
複写禁止

購入者氏名

購入者住所

〇〇市(町村)自治体  
公印刷込市町村の公印管理規程  
等に基づき、適宜定めて  
いただいで差し支えない。

購入単位 4000円 (商品券使用可能額 5000円)

購入回数 5回 ※一度の購入で複数回分購入可能

## (購入時の注意事項)

この購入引換券は、再発行できませんので、大切に保管してください。  
身分証明書(免許証、健康保険証、社員証、学生証等)、郵便物など商品券購入窓口来訪者の氏名・住所を確認できるものをお持ちください。

また、ご家族が同一世帯の他のご家族の購入引換券により商品券を購入することができます。その際には商品券購入窓口で、ご家族との続柄を申し出てください。代理人・使者等が商品券を購入することもできます。この場合は、被代理人等の購入引換券を提示の上、被代理人等との関係を申し出てください。なお、例えば、代理人等が複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人等への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認させていただく場合があります。

商品券購入の際は、お釣りの出ないようにご準備ください。

## (市(町村)域外転出者の方へ)

本購入引換券は、以下の購入確認欄の未押印欄数に応じ、お住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます(例えば、転出前に確認印が2つ押されていた場合には、転入先では同じく確認印が2つ押された転入先の購入引換券と交換できます。この場合、転入先では購入単位3つ分、商品券が購入可能です。)。また、交換時の注意事項は上の「購入時の注意事項」と同様です。

## 【購入確認欄】

国の定める方法以外の方法による購入確認欄の訂正は無効です。

--	--	--	--	--

※ 購入引換券交付後、購入対象者要件に該当しないことが明らかとなった場合には、本購入引換券を返還いただきます。

(〇〇市(町村)使用欄)

様式2(裏面)

(〇〇市(町村)使用欄)



〇〇市プレミアム付商品券 購入引換券 訂正記録書

〇〇市 〇〇部 〇〇課(室)

No	訂正年月日	訂正 印影数	(フリガナ)	住 所
			氏 名	
1	年 月 日			
2	年 月 日			
3	年 月 日			
4	年 月 日			
5	年 月 日			
6	年 月 日			
7	年 月 日			
8	年 月 日			
9	年 月 日			
10	年 月 日			

(様式3 裏面)

No	訂正年月日	訂正 印影 数	(フリガナ)	住 所
			氏 名	
11	年 月 日			
12	年 月 日			
13	年 月 日			
14	年 月 日			
15	年 月 日			
16	年 月 日			
17	年 月 日			
18	年 月 日			
19	年 月 日			
20	年 月 日			